

平成28年6月号 施設課通信

ページ番号199470

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年6月1日



私たちは、様々な物(消防車、ホース、机、イスなど・・・)を使用して業務を行っています。今回は、施設課から、この業務で使用する物＝物品について紹介します。

◎ 物品とは

1 地方自治法によると、物品とは、「地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。」と規定されています。本市では、「市有物品」として京都市物品会計規則(以下「規則」という。)において適正に管理を行うよう、規定されています。

※ 物品ではないもの

- ・ 現金(現金に代えて納付される証券を含む)
- ・ 公有財産に属するもの
- ・ 基金に属するもの

2 業務を行う際に必要なため、本市で保管している、リース契約で借りているコンピュータ等の事務用機器などは、「市有外物品」として市有物品と同等に規則の適用を受け、適正な管理が必要です。

◎ クイズ:次のうち、物品でないものはどれでしょう?



◎ 備品と消耗品

皆さんも備品や消耗品という言葉は聞かれたことがあると思いますが、これらは多数の物品の管理や出納などを適正に行うため、物品の性質や形状によって区分され、更に用途や機能に応じて分類されているものです。

なお、備品や消耗品の区分・分類は、規則に基づき、「物品名鑑」に定められています。

① 備品

原形のまま比較的長期(おおむね1年以上)の反復使用に耐え、かつ、取得価格が50,000円(税込)以上の物品や規程等に定められた公印などを言います。

なお、取得価格が100万円以上の備品は、「重要物品」として、年2回、異動状況を会計管理者に報告する必要があります。

② 消耗品

性質が一度又は短期(おおむね1年未満)の使用によって消費され、又は、消耗しやすいものや取得価格が50,000円(税込)未満の物品などを言います。

※「物品名鑑」はイントラネット会計室ホームページの索引「物品の区分・返納・貯蔵物品・備品の管理」から閲覧することができます。(「物品の区分」を参照のこと)

今回紹介しました物品(消防車や机、パソコン等)も京都市の大切な財産ですので、規則に基づき、適正に使用することが重要です。イントラネット会計室ホームページでは、「物品会計の手引き」も閲覧することができます。

クイズの答えは、公有財産(特定動産)の「ヘリコプター」です。



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年6月号](#)
平成28年6月号 予防タイムズ・リターンズ

平成28年6月号 予防タイムズ・リターンズ

ページ番号 199457

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年6月1日



後輩

先輩！もうすぐ危険物安全週間ですね。

おっ！今年の京都市消防局の危険物安全週間のポスターのモデルは、京都フローラじゃないですか。

先輩

そうだ。昨年から京都市消防局は危険物安全週間のポスターを独自に作製していて、昨年はサッカーJ2の京都サンガ F. C.、今年は女子プロ野球リーグ2連覇中の京都フローラがモデルとなっているんだ。ちなみに、京都市の危険物安全週間の推進標語は「危険物災害ゼロへ 京のまち」だ。

後輩

昨年の京都サンガもかっこよかったんですが、京都フローラも華があっいいですね。



◆ 危険物とは？

先輩

君は「危険物」とよく口にしているが、そもそも危険物と言うものは何か知っているかな？

後輩

任せてください！危険物と言うと、文字どおり危険な物なので、ガソリンや軽油、アルコール・・・それから、プロパンガス、都市ガス、花火などの火薬も危険ですよ。

先輩

そうだな。一般的に危険物と言われるものには、高圧ガス、毒劇物、核燃料物質等、種々あるんだが、消防法上の「危険物」とは、同法第2条第7項で規定しているものを言うんだ。

後輩

そ、そうなんですか。では、消防法上の危険物というのはどのようなものなのですか？

先輩

それはだ、物質自身が発火又は引火しやすい危険性を有している物品のほか、他の物質と混在することによって燃焼を促進させる物品が含まれ、性状によって第1類～第6類に分けられているんだ。具体的には、ガソリンや軽油、ナトリウム、過酸化水素、粉末の粒度によっては鉄粉も含まれるんだ。ちなみに、消防法上の危険物は固体又は液体で、気体のものは含まれないんだ。

後輩

では、プロパンガスや都市ガスは消防法では規制されないんですか？

先輩

そうだ。それらは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律などの他法令により、規制されるんだ。

後輩

そうだったんですね。

危険物の性質と代表的な物質

類別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火災によって着火しやすい固体又は比較的低温(40℃未満)で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤リン、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にとさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄リン
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

◆ 危険物規制の目的

後輩

危険物って、消防法ではどのように規制されているのですか？

先輩

消防法では、指定数量(危険性を勘案して政令で定める数量のこと)以上の危険物の貯蔵又は取扱いは、一般的に禁止しているんだ。

しかし、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、事前に市町村長等(京都市では京都市長)から許可を受けた施設において、政令で定める技術上の基準に従って行うことで、認められるんだ。そして、この許可を受け、完成検査済証を交付された施設を、危険物施設や許可施設と言っていることが多いんだ。

後輩

やはり、厳しい規制が課されているんですね。

先輩

そうだ。危険物の貯蔵及び取扱いに厳しい規制が設けられているのは、ガソリンや軽油に代表されるように、危険物が社会生活の向上に大きく貢献している反面、ひと度、その取扱いを誤れば、福知山市の花火大会で起こった事故のように、火災、爆発等の災害を引き起こす潜在的な危険性を有しているからなんだ。

だから、危険物規制の目的は、社会生活に欠かすことのできない危険物の安全な貯蔵、取扱いを確保することであり、危険物に起因する火災等の災害から、公共の安全を確保することなんだ。

後輩

危険物の規制を担う消防は責任重大ですね。

◆ 危険物施設の概要

後輩

危険物施設では、指定数量以上の危険物を貯蔵、取扱いができることはわかりました。では、危険物施設にはどのような種類があるのですか？

先輩

危険物施設は、大きく分けて製造所、貯蔵所、取扱所の3つに区分されるんだ。製造所は危険物を製造する施設、貯蔵所は危険物を貯蔵する施設、取扱所は危険物を取り扱う施設を言うのだが、詳しくは別の機会に説明しよう。

後輩

わかりました。

危険物施設の区分

危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱うことのできる施設

<p>【製造所】 危険物を製造する目的で指定数量以上の危険物を取り扱うため市町村長等の許可を受けた場所</p>	<p>【取扱所】 危険物の製造以外の目的で、危険物を取り扱う場所</p>
<p>【貯蔵所】 指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で市町村長等の許可を受けた場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 屋内貯蔵所 屋外貯蔵所 	<ul style="list-style-type: none"> 給油取扱所 (第1種・第2種)販売取扱所 移送取扱所 一般取扱所

◆ 設置等の許可

先輩

危険物規制の目的でも少し触れたが、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設を設置する場合やこれらの危険物施設の位置、構造若しくは設備を変更する場合には、あらかじめ、市町村長等の許可を受けなければならぬ。この許可により、一般的に禁止されている指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いの禁止を解除することになり、既に設置されている危険物施設を変更したりできるんだ。

後輩

では、市町村長の許可を受ければ、もう、危険物施設として使用してもよいのですね。

先輩

いやいや、そうではないんだ。ここでの許可は、設置や変更することを許可することであって、実際に使用するのには完成検査が必要となってくるんだ。

◆ 完成検査

後輩

完成検査ですか？

先輩

許可を受けた後、当該施設が完成したときには、市町村長等が行う完成検査を受けて、完成検査の結果、その施設が法令に定める基準に適合しており、完成検査済証が交付された後でなければ、危険物施設として使用できないんだ。

後輩

検査を受けるだけではだめなんですか？

先輩

運転免許証も免許証を交付されないと車が運転できないのと同じで、完成検査を受けた後に完成検査済証の受領後に初めて施設を使用することができるんだ。

後輩

なるほど。そういえばそうですね。

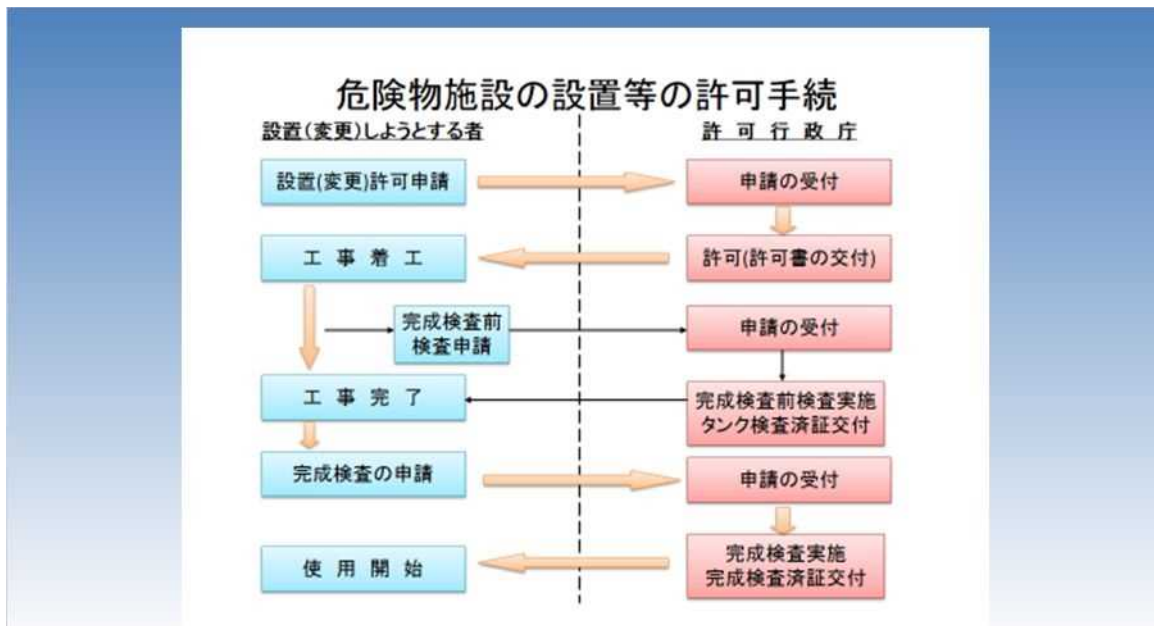
◆ 仮使用承認

後輩

危険物施設で新たに危険物を取り扱う機器を増設したり、施設自体を改修したりする場合、法令基準に適合しない部分が出てくるので、その工事期間中は、当然、危険物施設を使用することはできませんよね。

先輩

いや、そうではないんだ。既に完成検査を受け、使用している危険物施設の一部で変更工事を行う場合、変更工事に係る部分以外の部分を使用することについて、市町村長等の承認を受けたときは変更工事に係る完成検査を受ける前においても、当該、承認を受けた部分を仮に使用することができるんだ。



◆ 仮貯蔵・仮取扱い

後輩

東日本大震災等の被災地で、ガソリン、軽油及び灯油等の燃料が不足したため、一時的にドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いて給油等をしていたことを、最近、知りました。今までの話を聞いていると、それらの行為は市町村長等の許可を得ていないのであれば、法令違反に該当するのではないのですか？

先輩

そうだな。でも、一時的な貯蔵、取扱いに対しても、危険物施設が必要になると事業者の負担が大きすぎるだろう？ こういうことに対して、危険物仮貯蔵・仮取扱いという制度があるんだ。それは、危険物施設以外の場所で、一時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、あるいは取り扱いたいときに、所轄消防長又は消防署長に承認申請をし、承認を受けた場合に限り、指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるんだ。

後輩

そうだったんですね。

先輩

災害時とはいえ、危険物を指定数量以上取り扱うので、貯蔵及び取扱方法及び安全対策などの必要な指導を行わないといけないな。

後輩

わかりました。



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成28年6月号 市民安全課通信

ページ番号199469

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

 シェア

2016年6月1日



消防活動総合センターの施設を使用して自主防災組織が実施する訓練内容に、水災害対応訓練施設を活用した水災害体験が追加されました。

水災害対応訓練施設は、消防職員や消防団員の災害活動能力の向上を図ることを目的に、浸水時の状況や厳しい気象状況等が再現できる、水災害に特化した訓練施設として昨年度から運用が開始され、今年度から自主防災組織の訓練にも使用していただくこととなりました。ドアや階段が併設されているため、浸水時のドア開放体験や歩行体験が実施できます。

京都市では、ここ数年、避難勧告等が発令される規模の水災害や土砂災害が発生しています。多発する水災害に備えるためにも、より実災害に近い状況で体験や訓練を実施し、いざというときに的確な避難行動や防災活動が行えるよう、地域防災力の向上に努めましょう。

○浸水時におけるドア開放体験

【体験内容】

施設に設置されているドアを自宅の玄関ドアに見立てて、自宅の周りが浸水（約40cm～50cm）したという状況を作り出します。その状況で、玄関ドアを開放するときの重たさや開放したときの屋内に浸入してくる水の勢いが体験できます。



※ 体験していただくときの浸水深は50cm未満で実施します。（写真の浸水深は約80cm）

○降雨体験及び歩行体験

【体験内容】

1時間当たり70ミリから100ミリの雨を降らせて、ゲリラ豪雨のような状況を再現し、視界の悪さや雨の強さが体験できます。また、浸水した中を実際に歩くことで、浸水時の避難行動の難しさが認識できます。

○流水時における階段歩行体験

【体験内容】

浸水している地下街等から地上へ避難するという想定で、水が流れている階段を昇る難しさが体験できます。



○浸水防止訓練

【訓練内容】

実際に土のうを積み、浸水を防ぐための効果的な積み方が確認できます。また、土のう以外で家庭にある身近な物を使用し、簡単に効果的に浸水を防ぐ方法についても考えていただき、実際に訓練もできます。

○その他

訓練のときに濡れないように合羽や長靴も準備しています。他の場所では体験できない訓練内容になっていますので、水災害への対応能力向上のためにも是非活用してください。



○参考（ほかにも実施できる訓練メニュー）

消防活動総合センターには水災害体験以外にも実施できる訓練や体験できる施設があります。訓練の概要を紹介しますので、併せて御利用ください。

【倒壊家屋救出訓練】

実物大の大きさ、重量の訓練用模擬倒壊家屋を使用して、倒壊した家屋の下敷きになった方や取り残された方を救助器材を活用して救出する訓練です。



【煙中避難訓練】

身体に害のない訓練用の煙を使用して、濃煙状態を作り出し、煙中での視界不良状況の体験や避難方法を身に着ける訓練です。



【実放水体験】

施設内にある訓練用消火栓（火災現場で消防隊が使用する消火栓と同じ）を使用して、実放水が体験できます。



平成28年
6月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

閉じる

現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年6月号](#)
 平成28年6月号 調査マンからのメッセージ

平成28年6月号 調査マンからのメッセージ

ページ番号199468

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2016年6月1日



はじめに

昔に比べ、各家庭で使用している家電製品やガス機器などは、長い期間、使い続けても故障が少なくなり、安全性も飛躍的に向上しました。


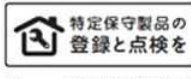
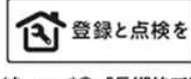
しかし、数年前には、30年以上使用していた扇風機から出火し、死者が発生する火災が起きたり、長年使用の小型ガス湯沸器の中毒死亡事故が発生するなど、長期間使用していた家電製品やガス機器等からの事故が続き、社会問題化したことから、長期間の使用による経年劣化で重大な危害を及ぼす事故が起こっている製品や事故件数の多い製品に対し、事故を防止するための制度として平成21年4月から、「長期使用製品安全点検制度」と「長期使用製品安全表示制度」が施行されました。

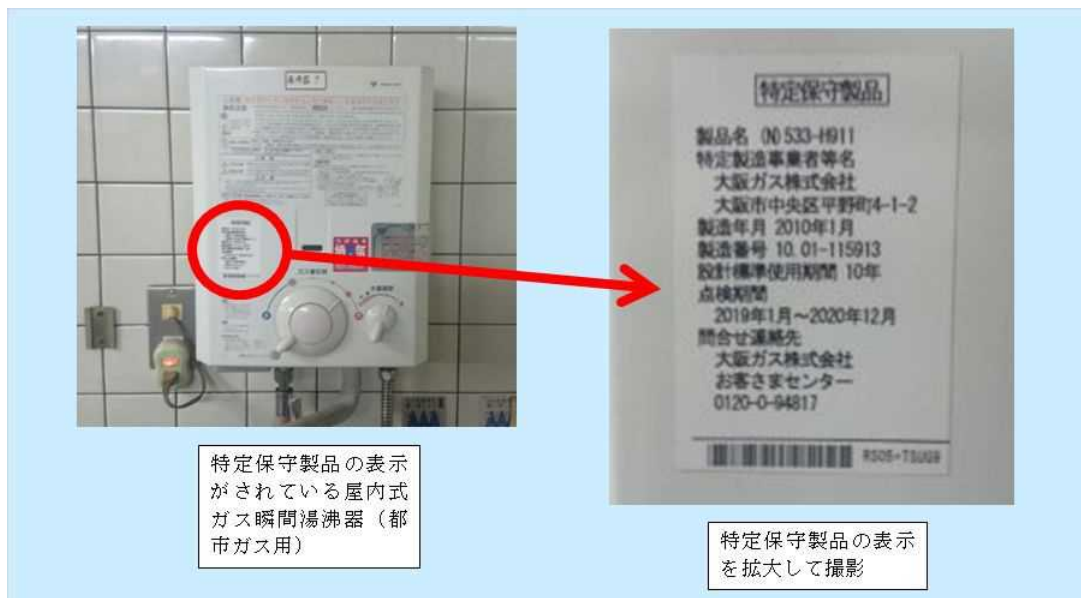
今回は、この2つの制度について紹介します。

長期使用製品安全点検制度

- **特定保守製品と安全点検制度とは**・・・長期使用による経年劣化により、重大な事故に至るおそれのある品目(特定保守製品)を定め、これらの品目の製造・輸入業者、販売事業者、関連事業者、消費者等が、それぞれの役割を果たして経年劣化による事故の防止を図る制度です。
- **特定保守製品とは**・・・屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)、屋内式ガスバーナー付風呂釜(都市ガス用、LPガス用)、石油給湯器、石油風呂釜、密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の9品目が該当します。
- **製造・輸入業者の役割とは**・・・経済産業局長への事業の届出、製品への表示、製品の所有者情報の管理、点検等の保守サポート体制の整備等、7項目の義務が製造・輸入業者に課せられています。

特定保守製品の表示イメージ, 表示写真

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; margin: 0;">特定保守製品</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定製造事業者名 株式会社ABC 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町** 2. 製造年月 20XX年XX月 3. 製造番号 XXXX-XXXXXX 4. 設計標準使用期間 △△年 5. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月 6. 問合せ連絡先 株式会社ABC お客様相談センター 0120-XX-XXXX <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">製品本体の表示のイメージ</p> </div>	<div style="margin-bottom: 10px;">  <p>統一ロゴ①「長期使用製品安全点検制度」表記あり</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>統一ロゴ②「長期使用製品安全点検制度」表記なし</p> </div> <div>  <p>統一ロゴ③「長期使用製品安全点検制度」表記なし</p> </div>
---	---



特定保守製品の表示がされている屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）

特定保守製品の表示を拡大して撮影

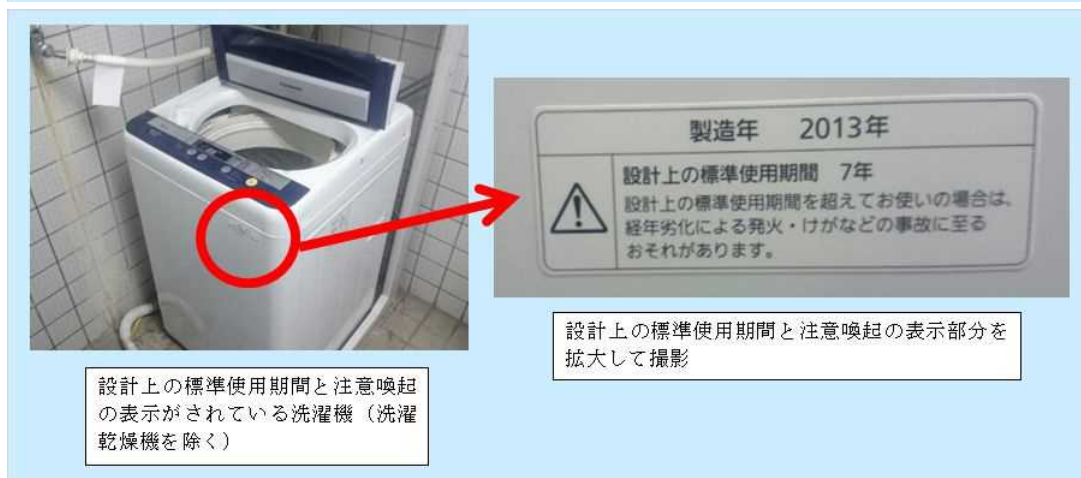
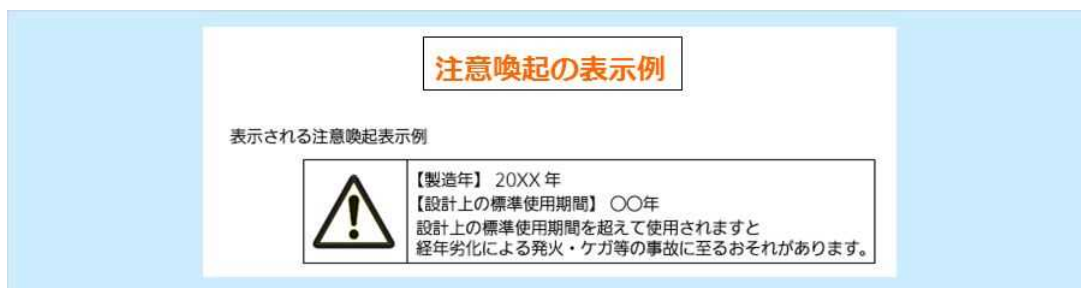
○ **販売事業者や関連業者等の役割とは**・・・特定保守製品の多くが建物等に備付けの機器であるため、販売事業者や不動産取引仲介業者等の関連事業者から引渡し時に、所有者への説明等を義務付けしているものです。所有者（消費者）に対しても、製造・輸入業者への所有者情報の提供（所有者票の送付）や点検等の実施について、求めています。

長期使用製品安全表示制度

○ **長期使用製品安全表示制度とは**・・・特定保守製品が建物等に備付けの機器であるのに対し、所有者が個人等で購入する機会が多い家電製品のうち、長期使用による経年劣化が原因の事故の発生率が高い機器に対し、注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。

○ **対象品目と対象者とは**・・・扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機（洗濯乾燥機を除く）、ブラウン管テレビの5品目が対象になっています。また、対象者は対象品目を製造又は輸入を行っている事業者となります。

なお、対象者は対象品目に「経年劣化についての注意喚起」等の表示を行います。



設計上の標準使用期間と注意喚起の表示がされている洗濯機（洗濯乾燥機を除く）

設計上の標準使用期間と注意喚起の表示部分を拡大して撮影

京都市内での発生状況は

平成18年から平成27年までの10年間に京都市内で発生した火災等の状況は、次のとおりです。

- **長期使用製品安全点検制度の特定保守製品から発生した火災**は、屋内式瞬間湯沸器(都市ガス用)の1件となっており、火災に至る前に異常が発見されたものは屋内式瞬間湯沸器(都市ガス用)2件、屋内式ガスバーナー付風呂釜(都市ガス用)1件となっています。
- **長期使用製品安全表示制度の対象商品からの火災**は、扇風機4件、エアコン3件、ブラウン管テレビ1件のほか、火災に至る前に異常が発見されたものは扇風機1件、エアコン4件、洗濯機2件となっています。

事故を防ぐために

- **機器は使用してなくても劣化は進みます！**
一見、新しく感じる物でも、内部の劣化は進んでいますので、一定期間が経過していれば、業者点検をお願いします。
- **同じ製品でも、使用状況や使用環境によって劣化の進み具合に違いがあります**ので、過酷な状況で使用している場合は、早めの点検をお願いします。
- **電源コードや家電製品の回りは、時々、掃除をして、自分自身で異常を確認してください。**
コード被覆のヒビ割れや変色、付着しているほこり等の変色などが発見できる場合があります。
- **使用していて「おかしいな」と思ったら、すぐに使用を中止し、業者に点検をしてもらってください。**自分で機器の内部を開けて清掃するなど、取扱説明書に示されている以外のことを自分の判断で行うことは、大変危険です。
- **部品の保有期間が過ぎると修理はできなくなります。**部品の保有期間が使用する期間と考えてください。

最後に

家電製品やガス機器などは、一見、新しい物でも、思っている以上に長く使用している場合があります。一度、使用している家電製品やガス機器に記載されている製造年と取扱説明書等の書類を確認して、長年の使用による経年劣化事故を防止してください。

平成28年
6月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年6月号](#)
平成28年6月号 わが社の防火防災自慢

平成28年6月号 わが社の防火防災自慢



ページ番号199460

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年6月1日

**わが社の防火防災自慢**
映画鑑賞の安心・安全を守るために
松竹株式会社 不動産部施設室工務課
MOVIX京都防災センター 船越 正明 氏 

松竹新京極地区の紹介

松竹発祥の地、京都。現在のMOVIX京都は、1964年(昭和39年)に竣工したテナント・映画館ビルを、7スクリーンを有する松竹直営のシネマコンプレックスとして、2001年(平成13)11月に新築オープンしたものです。また、道路を挟んで南側にある京都松竹座ビルは、1924年(大正13年)に、「明治座」から洋画興行を主とした「京都松竹座」に改称し、長年、京都の人々に愛され、営業してきましたが、惜しまれつつも2001年11月に閉館し、2005年(平成17年)4月に5スクリーンを有する映画館に生まれ変わりました。両ビル合わせて12スクリーンのシネマコンプレックスとしてグランドオープンし、今では、映画だけでなく、舞台やコンサート等の中継もあり、たくさんのお客様で賑わっています。

新京極通りに沿って、京都松竹第2ビル、京都松竹第3ビルをテナント・映画館として運営しておりましたが、MOVIX京都のオープンに伴い、映画館は閉館することとし、2013年(平成25年)の耐震法改正に伴って建物を取り壊し、新しく形態を変え、現在、建て替え工事中です。

防火・防災の取組について

中京消防署に指導をいただき、防火・防災への取組を充実させています。基礎的な訓練として、松竹の近隣の各テナント従業員(アルバイトを含む。)を集め、訓練用水消火器を使用した消火訓練を実施するほか、ビル全体を使用した総合的な消火・避難誘導訓練の際には、防災センター員から火災が発生した際の避難階段の利用方法や自動火災報知設備、エレベーター、エスカレーター、防火扉が火災発生時にどのように作動するかなどのレクチャーを受け、散水栓のホースを実際に延ばして疑似放水を実施しています。さらに、火災の発生場所によって避難誘導の仕方を考えたり、防災DVDの鑑賞等、年2回、毎回主旨を変え、訓練を実施しています。

また、松竹では、社内に安全衛生委員会を設置し、年1回の点検巡視の際、消防用設備等の定期点検、防火防災管理点検、避難経路の安全確認等も行っています。

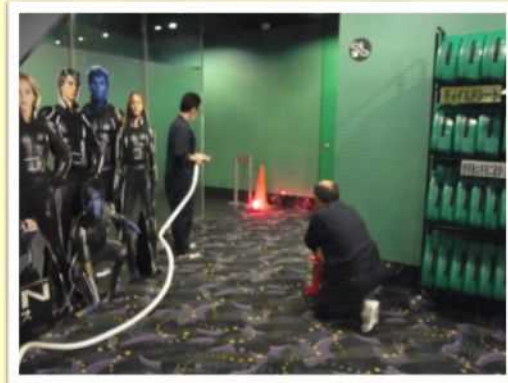
さらに、防火・防災に関する取組の一環として、お客様の安全を考えて社員は普通救命講習を受講し、人工呼吸・心臓マッサージやAED(自動体外式除細動器)の使用方法を習得しています。

お客様の安全・安心のために

以前、店舗内に設置しているごみ箱から煙が上がるという事案が発生しました。ごみ箱の中を確認すると、消火が不十分でくすぶっている状態のたばこの吸い殻がありました。お客様のちょっとした不注意が原因であり、火災に至るような事態にはなりませんでした。私たちは万が一に備え、店内の巡回を頻繁に行うとともに、消防用設備等の適切な維持管理を行うなど、日頃の備えが重要であるという、防火・防災の原点を再認識しました。

映画館・ゲームセンターには、小さなお子様、お年寄り、身体の不自由な方など様々な方が来られます。火事や地震などの災害の際、お客様に安全に避難していただき、けが人等が発生しないよう、日頃から避難誘導や消火訓練等を繰り返し、万全の態勢を整え、安心して映画を楽しんでいただける空間の維持にこれからも努めていきます。

MOVIX京都で最近実施した消防訓練の様子



平成28年
6月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年6月号](#)
平成28年6月号 担当区ぐグット紹介

平成28年6月号 担当区ぐグット紹介

ページ番号 199467

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年6月1日



学区の紹介

格致学区は、下京区の北西側に位置し、北は四条通、南は松原通、西は堀川通、東は西洞院通に囲まれた地域です。面積は0.19km²の中に約2,900世帯、およそ4,500人が住んでおられます。この地域には高層住宅マンションが数多く立ち並び、それらの間に「京町屋」と呼ばれる伝統的木造家屋(京都に建てられた職住一体型の住居形式)が混在している学区です。

学区内には染色業や呉服卸の職人の方が多くおられ、京都の伝統産業が根付いた古き伝統のある学区です。また、「祇園さん」で親しまれている八坂神社の氏子地域(下京区内)の中では最も西に位置して、現在5つの山鉾(油天神山、四条傘鉾、芦刈山、木賊山、太子山)を擁し、祇園祭のメインイベントである7月17日の山鉾巡行(前祭)の多くを担っています。

学区の「格致」という名前は、中国の儒教書「大学」にある「格物致知(かくぶつちち。物事の道理や本質を深く追求するということ意味)」という言葉が由来となっており、太子山町には、格物致知の石碑が建てられています。

ほかには、曹洞宗の開祖・道元(鎌倉時代の僧で永平寺を開いた。)示寂の地の石碑が高辻通東中筋西入北側永養寺町にあります。(「示寂」とは高僧などが亡くなることをいいます。)

また、京都の伝統的な町屋建造物として昭和58年に文化財に指定された「秦家住宅」は、下京の商家としての趣を色濃く残しています。

一方、最近では、京町屋を改装した宿泊施設である「民泊」が急増し、学区内において外国人等の旅行者が多く見られます。



曹洞宗の開祖・道元示寂の地の石碑



秦家住宅

自主防災会の紹介

格致学区自主防災会は平成2年に結成され、24の自主防災部を、4ブロックに分けて構成されています。地域の防火に対しては常に熱心に取り組んでおられますが、特に、年末には、防災会本部役員と防災部長が、毎晩、学区内の防火パトロールを実施されています。

年度末には、総合防災訓練が学区内の小学校で行われ、毎年、たくさんの参加者の下、実施されています。総合防災訓練は、初期消火、地震体験、AED取扱い及び炊き出し訓練など、いわゆる「定番の訓練」だけでなく、餅つき、マグロの解体ショーなど、住民皆が親しめる催しも同時に行われます。単に人集めのためだけではなく、多くの学区民が参加できるように工夫を凝らすなど、活気にあふれた、にぎわいのある明るい学区です。

格致学区 消防分団の紹介



学区総合防災訓練



総合防災訓練が行われている中で、同時に餅つきもしています。

格致消防分団は昭和25年4月に結成され、今年で66年という歴史ある分団で、現在、分団長以下総勢11名の分団員で構成されています。平成27年度には4名の分団員が入団し、以前から活気があった分団が、さらにパワーアップしています。

無火災推進日の5日、20日には、警戒パトロールを実施することはもとより、年度末に実施する学区総合防災訓練においては、地域の住民に対して分団長以下全分団員が積極的に指導されるなど、安心・安全のまちづくりと地域の防災対応力の向上という重要な役目を担っています。



格致消防分団器具庫



格致消防分団の活動

学区担当者から

格致学区を担当して1年が経ちました。私の印象は、自治連合会、自主防災会及び消防分団共に、防火・防災の意識が非常に高く、また、相互の風通しが良いことから、とてもまとまりのある明るい学区です。

今後も、地域の皆様と連携強化を図り、この格致学区の防災対応能力を向上させるために、役に立ちたいと思っています。

平成28年
6月号目次

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年6月号](#) 平成28年6月号 ザ☆消防

平成28年6月号 ザ☆消防

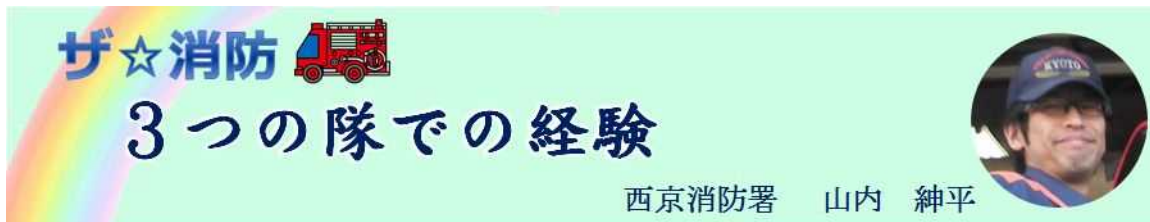
ページ番号199466

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年6月1日



平成4年に消防学校の門をくぐってから、消防士生活も今年で24年目を迎えることになりました。大きなけが等もなく今日まで来られたのも、支えてくださった皆さんのお陰と感謝しております。

さて、この24年の間に音楽隊や救急隊、消防隊で勤務させていただきましたが、その中で記憶に残っている現場を振り返ってみたいと思います。

音楽隊

音楽隊では、各種防火運動等での啓発や「防火ふれあいコンサート」等で、たくさんの市民の皆さんの前で演奏をさせていただきました。その中で印象に残っているのは、ある年の春の火災予防運動での演奏です。

その日は、午後2時の老人ホームでの演奏があり、1回目の演奏後、早急に撤収し、2回目の老人ホームへすぐに移動する予定でした。1回目の演奏後、拍手をいただいて「さあ、すぐに撤収！」というときに、最前列で聞いておられた高齢女性が、右手を差し出して近付いて来られました。「ありがとうございます。」と私も握手をさせていただいたのですが、握られた右手に左手も添えてこられました。そして、「亡くなった旦那にそっくりや。」と思いつつ話を始められましたが、急いでいるとはいえ、手を振りほどくわけにもいかず、話を聞いていると、目の前をほかの音楽隊員が2回目の演奏会場へ向け楽器を積み込んでいきます。しかし、私は楽器を持ったまま、右手を高齢女性にギュッと握られたままです。「どうしようかな...。」と困っていると、施設職員の方が「○○さん(高齢女性の名前)。音楽隊さんは次の演奏に行かれるのよ。手を放してあげてね。」と助け船を出してくださいました。少し寂しそうな顔をされましたが、私の右手は開放され、大急ぎでバスに乗り込んだ思い出があります。

救急隊

救急隊は2隊のみの勤務でしたが、色々な経験をさせていただきました。その中でも思い出深い現場の話です。

ある現場に出動したときです。指令センターからの情報で、「市バス内で高齢女性が心肺停止」の現場でした。停車している市バス内に隊長が入っていくと、意識レベルは悪いものの呼吸も脈もある状況でした。隊長の指示ですぐに車内収容することになったのですが、一緒に女性の御主人が市バスに乗っておられたので、救急車へ同乗してもらいました。観察処置を実施しながら、隊長と救命士が御主人に、奥さんが倒れた状況や既往症、掛付け病院を聞こうとしたのですが、御主人からは「？」な返事が返ってくるばかりでした。そして、「あんたら、この前うちに来て妻を運んでくれたやんか。」という具合です。話では、以前に高齢女性は自宅でも同じように倒れ、救急搬送されたようなのです。私たちは初対面でしたので、もちろん違う救急隊の話なのですが、御主人には理解してもらえず、「なんで、同じことを聞くんや?」と思われたようです。「救急隊は状況等を聞きたい。」でも、「御主人は一度話した。」で、進展がみられません。

そこで、私が御主人に話を聞くことにしました。「御主人。この前、奥さんを救急搬送させてもらったけど、私たくさん出動してるので、そのときに聞いた話を忘れてしまったんです。こんな私にもう一度、話してやってもらえませんか?」とお願いしました。すると、御主人は少し怒りながらも、「仕方ないなあ。若いんやし、しっかりせなアカンで。」と奥さんの倒れた状況や既往症、掛付け病院を教えてくださいました。その後、無事に奥さんの掛付け病院が受入れ可能であったので、搬送できました。

消防隊

M消防署のN消防出張所に勤務していた頃の話です。

冬の午前中、基準火災指令が掛かり、隊長以下4名で出動しました。現場は有名なお寺の西側付近で、南北に4軒続いた長屋の北端からの出火でした。私の隊が到着したときは南へ2軒目の家まで延焼しており、3軒目にも延焼拡大危険が迫っていました。指揮隊長から3軒目の延焼を止めるように指示がありました。玄関前に分岐管を置き、屋内通路にホース延長し、屋外階段を通り、2階ベランダから放水する体形を取りました。2階ベランダで隊長と副隊長が簡先を構え、私は分岐管を開放するべく、玄関前に戻りました。

分岐管開放後、2階ベランダに戻ろうと屋内通路に入ったときです。私の隊が放水している2階ベランダの下階に既に延焼しており、屋内通路に放炎していました。「2階ベランダが焼け落ちてしまう。」と判断し、本部救助隊の同期生と2人で分岐2

線放水体形を取り、1階に進入し、放水を開始しました。不思議な構造の建物で、1階で放水して火炎を一旦は抑え込むのですが、すぐに別の開口部から火炎が噴出してきます。濃煙の中、同期生と2人で踏み止まっていたのですが、分岐管を開放したまま帰ってこない私を隊長が探しにきました。「何してるんや！」と怒鳴られたのですが、私が放水している場所を見て、驚かれました。今まで隊長が放水していた2階ベランダの下階で私が放水していたので、先ほどまで怒っておられた隊長が一転、「絶対に消せよ！」と言われました。

鎮火後、図面作成のために計測をしているときに気が付きました。私の隊が放水していたベランダのある部分は、かなり雑に増築された部分だったのです。色々な所から火炎が噴出してきたのも、それが原因だったようです。

様々な部署で、いろいろな経験をさせていただきました。消防士としてはまだ折り返し地点を通過したばかりですが、皆さんに教えていただいたことを心に刻み、これからも頑張っていきたいと思います。



平成28年4月
▲左端が筆者

平成28年
6月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

平成28年6月号 あの日あの頃

ページ番号199455

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年6月1日

あの日あの頃

初心忘れる！



北消防署 中島 淳

昭和57年4月に消防学校の門を叩いてから、34年の月日が経ちました。消防学校6箇月の修業を終え、新配置になった頃の自分を振り返ってみました。倉庫に大切に(?)保管していた当時の京都消防(昭和57年9月号)をひもといてみると、新配置消防士の紹介記事「翔べ、フレッシュ消防士」に「私のモットーは全力投球」と書かれていました。消防士として歩み始め、「全力投球」していた時代から記憶に残ることをお話したいと思います。

災害現場での教訓

消防士なら誰でも、大火災の現場は記憶に残っていることと思います。当時はナビや高所カメラなどはなく、音声指令と地水利要図で現場や水利を検索していた時代です。

消防学校での初任教育を修了し、消防署に配置になって数年が過ぎた寒い冬の夜でした。「出動指令。第〇〇地区〇区〇〇町〇〇旅館」現場は私の勤務する消防出張所から約1km離れたところでしたが、出動途上での望見状況は「F1」で、さほど緊張していませんでした。現場到着時、近隣者からの「奥の建物が燃えている。」との誘導で路地を抜けると、まさしく「火の海」という言葉どおりの火勢でした。「無我夢中」とはまさしくこのことで、私は、ただ先輩の後に付き、必死で隣接建物2階ベランダからの放水補助を行っていました。一夜明け、雪が舞う中での原因調査。自分が活動していたベランダを見て、がく然としました。そこには、細く錆びついた骨組みと焼け細った床板があるだけで、転落しなかったのが不思議なほどでした。結局、状況が急展開したことに対応できず、ろうばいしたため、全体を見失っていたのです。新任消防士から少し余裕ができたところの出来事です。

市民指導での教訓

「住宅を1件1件訪問して火災予防などを訴える。」これは、私が消防に入る以前から今も続けている業務です。

ある家を訪問したときの話です。玄関が開き、奥の居間で高齢女性が座っているのが見えたため、私が「こんにちは。消防です。」と声を掛けると、彼女は軽く会釈をして、快く私を迎え入れてくれました。防火ピラを見せ、出火防止の話をしている間、彼女はそのピラを見ながら、「うん、うん。」とうなずき、真剣に話を聞いてくれるように見えました。帰り掛け、私はつまづいて大きな物音を立ててしまいました。ふと高齢女性を見ると、何事もなかったように座っていました。そのとき、私は、初めて彼女は「耳が不自由なのだ！」ということに気がきました。そこで、私は高齢女性に渡した防火ピラに「体に気を付けて。」と書きました。すると、彼女は笑顔を浮かべて、握手をしてくれました。当たり前のように人と接し、当たり前のように帰っていれば、大切なことを見落としていたところでした。消防生活も10年が過ぎようとしていた頃の出来事です。

私の場合、誰もが驚くような貴重な体験がなく、よくある話をさせていただきましたが、消防人生を長年積み重ねると、必ず忘れられない出来事や失敗があると思います。

ここでタイトルに戻ります。「初心忘れる！」...? 「初心忘れるべからず。」は、皆さんも御存知のとおり、「学び始めた当時の意気込みや謙虚さを忘れず、常に高い志を持って物事に当たらねばならない。」という意味で、Web京都消防でも何回も登場している言葉です。この言葉の裏には、「いかなる人間でも必ず初心を忘れてしまう。」という人間心理を突いた意味があるようです。人間、誰もが頭では分かっている、慣れてしまえば必ず忘れ、失敗を生むのです。

さて、私にとっての「初心」、フレッシュ消防士時代の「全力投球」は「直球」から「変化球」に変わり、「全力か?」と自分に問うと、やはり「初心」を忘れているようです。失敗や教訓を積み重ねて変化球に変わっても、「全力投球」の「初心」を忘れないようにするには、常に「全力か?」と、自分に問い続けることしかないようです。



昭和57年
京都市消防学校（初任教育）にて



昭和57年
宇治川での訓練にて
◀左端が筆者

平成28年
6月号目次

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

閉る